

使用前検査申請内容の変更について

発室発第169号
令和5年3月6日

経済産業大臣
西村康稔 殿

原子力規制委員会 殿

住所 東京都台東区上野五丁目2番1号
氏名 日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛

平成21年4月28日付け発室発第82号をもって申請した東海第二発電所使用前検査申請書についての記載事項を変更しましたので、原子力発電工作物の保安に関する命令第19条第3項の規定により別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

1. 変更内容

1. 1 使用前検査申請書

東海第二発電所

使用前検査申請書番号

発室発第 82号 (平成21年 4月28日)

以下, 使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

発室発第172号 (平成21年 7月 6日)

発室発第242号 (平成22年 9月14日)

発室発第495号 (平成23年 3月17日)

発室発第153号 (平成23年 7月 7日)

発室発第 53号 (平成24年 5月25日)

発室発第194号 (平成24年12月13日)

発室発第241号 (平成25年 1月30日)

発室発第 51号 (平成25年 7月 2日)

発室発第 6号 (平成26年 4月14日)

発室発第 76号 (平成27年 7月 9日)

発室発第215号 (平成31年 2月27日)

(変更前)

検査希望年月日	自 平成21年7月21日 至 未定
使用開始予定年月日	未定

(変更後)

検査希望年月日	自 平成21年7月21日 至 令和 6年9月※
使用開始予定年月日	令和 6年9月※

※: 原子力発電工作物の保安に関する命令第19条第3項の規定により提出した使用前検査申請内容の変更について (令和4年3月24日付け発室発第177号) に記載の「検査希望年月日」及び「使用開始予定年月日」と同日としている。

2. 変更理由

平成25年6月19日原子力規制委員会において、「新規制基準施行時点で使用前検査を実施中の設備等については、工事計画の変更認可手続等により、新規制基準への適合性を確認の後、改めて検査等を実施する」ことが示されたことから、工事工程を見直したものの、工程が確定せずに未定としていた。今般、工程が確定したため、「検査希望年月日」及び「使用開始予定年月日」の記載を変更する。

工事の工程に関する説明書 (変更後)

年 月	平成21年												令和5年												令和6年											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	工 事 期 間																																			
項目	使用済燃料乾式貯蔵設備設置工事																																			
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"></div> <div style="width: 40%; text-align: center;"> <p>① 使用前検査(イ項検査※/第一号)</p> <p>② 使用前検査(ホ項検査※/第五号)</p> </div> <div style="width: 30%;"></div> </div>																																			

① 材料検査, 寸法検査, 外観検査, 据付検査, 耐圧検査, 漏えい検査

② 機能検査

※:旧 電気事業法施行規則による記載

工事の工程における放射線管理に関する説明書

- (1) 検査に伴う放射線管理
(変更無し)
- (2) 検査場所の区分
(変更無し)
- (3) 管理区域検査場所図
別紙参照

管理区域検査場所図（変更前）



: 検査場所

第一号の項 外観・据付
(未定)

第五号の項 機能
(未定)

の内容は防護上の観点から公開できません。

管理区域検査場所図（変更後）



: 検査場所

第一号の項 外観・据付
(至 令和6年9月)

第五号の項 機能
(至 令和6年9月)

の内容は防護上の観点から公開できません。